

山梨県公報

号外第二十七号

令和三年

十月十五日

金 曜 日

目 次

条 例

○山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……………一

○山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○ 山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十五号)(情報政策課)

(条例第四十五号)

1 行政事務におけるセキュリティの強化等を図るため、次の改正を行うこととした。

(一) 条例の題名を山梨県個人番号の利用等に関する条例に改める。

(二) 個人番号カードを利用する事務として、県の職員の本人確認のための事務を新たに規定する。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第四十六号)(子ども福祉課)

(子ども福祉課)

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長の資格について、児童福祉事業又は社会福祉事業に従事していた期間を勘案するものを、相談援助業務に従事していた期間を勘案するものに変更することとした。

2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十五号

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

例 山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県個人番号の利用等に関する条例

第一条中「及び法第十九条第十号」を「法第十八条の規定による個人番号カードの利用及び法第十九条第十一号」に改める。

第二条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 個人番号カード 法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。

第五条第一項中「第十九条第十号」を「第十九条第十一号」に改める。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(個人番号カードの利用)

第六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号)第十八条第二項第二号の条例で定める事務は、県の職員の本人確認の事務であつて規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十六号

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第四号イ中「第十二条の三第二項第四号」を「第十二条の三第二項第六号」に、「児童福祉事業」を「相談援助業務(法第十三条第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号口中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第三十七条第一項第四号中「児童福祉事業」、「児童福祉に関する事務」及び「社会

福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第五十八条第一項第四号中「児童福祉事業」、「児童福祉に関する事務」及び「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第九十二条第一項第四号中「児童福祉事業」、「児童福祉に関する事務」及び「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第九十五条中「第四十三条の五」を「第四十三条の二」に改める。

第一百条第一項中「児童自立支援専門員養成所（第三号及び第四号において「養成所」という。）」を「人材育成センター」に改め、同項第三号中「養成所」を「人材育成センター」に改め、同項第四号中「養成所」を「人材育成センター」に、「児童福祉事業」、「児童福祉に関する事務」及び「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、この条例による改正後の山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。